

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 天草市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	天草市では、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理、保険料の賦課・減免及び徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務において特定個人情報を取り扱う。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や異動、喪失 ②資格異動等に伴う被保険者証の交付 ③介護保険料算定に必要な情報の照会 ④所得段階を決定し、賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤保険料減免等の申請の受理し、判定を行い、その結果を通知 ⑥口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑦要介護認定の新規・変更等の申請を受け付け、調査等を行い、その結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑨高額医療合算介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑩滞納期間に応じた給付制限の実施 ⑪居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出の受理及び管理 ⑫住宅改修及び福祉用具購入の支給申請を受理し、審査を行い、その結果を通知 ⑬特定入所者介護(予防)サービス費等の申請を受理し、判定を行い、その結果を通知 ⑭住所地特例施設入所者及び適用除外施設入所者に関する届出の受理、管理 ⑮利用者負担額減額等の申請を受理し、判定を行い、その結果を通知
③システムの名称	1. Acrocity介護保険 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) ・第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) ・第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) ・第2条の表131、132の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部高齢者支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:amakusa-kourei@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	副本登録において人手を介在させる作業はない。マイナンバー登録においても基本的には人手を介在させる作業はないが、人手による登録が必要になった際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーの取得を行い、住基ネット照会が必要な場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を担当課に依頼している。他、以下のような対策等を徹底している。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、担当者間で共有する。 ・USBメモリや特定個人情報を含む申請書等の書類は、施錠できる書類棚に保管する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムを利用可能な環境を特定の端末と仮想環境に限定し、端末はICカードとパスワードにより、仮想環境はIDとパスワードにより認証を行っている。端末及び仮想環境から各システムへアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、必要に応じ適宜分析を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	I-1-③ システムの名称	1. 介護保険システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. Acrocity介護保険 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事後	
平成29年7月25日	I-5-② 所属長	高齢者支援課長 赤崎むつみ	高齢者支援課長 山上浩一	事後	
平成29年7月25日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月30日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成29年7月25日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月30日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成30年8月31日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、108の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条</p>	事後	
平成30年8月31日	I-5-②所属長	高齢者支援課長 山上浩一	高齢者支援課長	事後	
平成30年8月31日	II-1いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年8月31日	II-2いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-1いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	II-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月7日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年11月5日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、108の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第7号 別表第二の93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、108の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第8号 別表第二の93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第46条、第47条</p>	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月9日	I-4-②法令上の根拠		<p>【情報照会の根拠】</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> <p>を追加</p>	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う公金受取口座の情報照会のため
令和6年3月21日	II-1いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年3月21日	II-2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	I-3法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)</p> <p>・第50条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表100の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)</p> <p>・第50条</p>	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、108の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第8号 別表第二の93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)</p> <p>・第46条、第47条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>・第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>・第2条の表131、132の項</p> <p>2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和6年11月29日	II-1いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	II-2いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	IV-8判断の根拠		<p>副本登録において人手を介在させる作業はない。マイナンバー登録においても基本的には人手を介在させる作業はないが、人手による登録が必要になった際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーの取得を行い、住基ネット照会が必要な場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を担当課に依頼している。他、以下のような対策等を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミス防止対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、担当者間で共有する。 ・USBメモリや特定個人情報を含む申請書等の書類は、施錠できる書類棚に保管する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IV-11当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IV-11判断の根拠		<p>各システムを利用可能な環境を特定の端末と仮想環境に限定し、端末はICカードとパスワードにより、仮想環境はIDとパスワードにより認証を行っている。端末及び仮想環境から各システムへアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、必要に応じ適宜分析を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	I-9.規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの